

2025 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 香 陵 住 販 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 哲 広
(コード番号：3495 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 管 理 本 部 長
中 野 大 輔
(TEL. 029-221-2110)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給及び本制度に関する議案を 2025 年 12 月 25 日開催予定の第 44 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することと致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

I. 役員退職慰労金制度の廃止について

(1) 廃止の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、取締役及び監査役（以下、「対象役員」といいます。）を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。

(2) 廃止日

上記の本制度に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、本株主総会終結のときをもって廃止することと致します。

(3) 廃止にともなう打ち切り支給

役員退職慰労金制度の廃止にともない、本株主総会終結後も引き続き在任する予定の対象役員につきましては、役員退職慰労金制度の対象となる在任期間に対応する退職慰労金を各対象役員の退任時に打ち切り支給することと致します。対象役員に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本株主総会に付議致します。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、当社所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

II. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対して、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件と致します。なお、2018 年 12 月 26 日開催の第 37 期定時株主総会において、年額 180,000 千円以内（うち、社外取締役分は年額 10,000 千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠として、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して支給される報酬

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式または金銭報酬債権の総額は、年額50,000千円以内と致します。

(2) 対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される株式の種類は、当社における標準となる普通株式とし、その総数は年40,000株以内と致します。但し、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整出来るものと致します。

(3) 譲渡制限付株式の発行または処分価額

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものと致しますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出致します。

一方、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行または処分を受けるものと致します。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定致します。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものと致します。

- ① 一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分を禁止する。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得する。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

以 上